

監 第 3 3 号

令和3年9月2日

京都市長 様

京都市監査委員

令和2年度京都市内部統制評価報告書に係る審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項に規定する審査について、別紙のとおり審査意見を提出します。

令和2年度

京都市内部統制評価報告書審査意見

京都市監査委員

令和2年度京都市内部統制評価報告書について、次のとおり審査し、意見を決定した。

令和3年8月26日

| | | | |
|---------|-----|---|----|
| 京都市監査委員 | 吉 | 井 | 章 |
| 同 | 安 | 井 | 勉 |
| 同 | 山 | 添 | 洋司 |
| 同 | 河原林 | 温 | 朗 |

目 次

| | | |
|----|---------------------------|---|
| 第1 | 審査の実施 | 1 |
| 1 | 審査の種類 | 1 |
| 2 | 審査の対象 | 1 |
| 3 | 審査の着眼点 | 1 |
| 4 | 審査の主な実施内容 | 1 |
| 5 | 審査の期間 | 1 |
| 6 | 審査の実施場所 | 1 |
| 第2 | 市長の内部統制の審査の結果 | 2 |
| 1 | 評価手続の審査 | 2 |
| 2 | 評価結果の審査 | 4 |
| 3 | 市長の内部統制に対する意見 | 6 |
| 第3 | 市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果 | 8 |
| 1 | 評価手続の審査 | 8 |
| 2 | 評価結果の審査 | 8 |
| 3 | 当該補助機関の内部統制に対する意見 | 9 |

令和2年度 京都市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり審査を実施した。

1 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

2 審査の対象

「令和2年度京都市内部統制評価報告書」

3 審査の着眼点

- (1) 市長が定めた評価手続が「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているか。
- (2) 市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、また、早期に適切な是正措置が講じられたか。

4 審査の主な実施内容

令和2年度京都市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、京都市監査基準及びガイドラインに基づき、また、これまでの監査等において得られた知見も活かし、必要に応じて関係部局に資料の提出及び説明を求めたうえで審査を行った。

5 審査の期間

令和3年7月1日から同年8月26日まで

6 審査の実施場所

監査事務局及び審査対象局執務室等

第2 市長の内部統制の審査の結果

1 評価手続の審査

市長が定めた評価手続がガイドラインの趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているかといった観点から、評価手続の審査を行った。

(1) 評価手続等の確認

評価手続等の確認に当たっては、市長が決定した内部統制に関する方針並びに評価に係る評価体制、評価基準日、評価対象期間、評価範囲及び全庁的な内部統制の評価項目等について、ガイドラインの趣旨等に沿って適切に評価が行われているかを検証するため、内部統制評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、関係部局に対して質問調査等を行った。

ア 全庁的な体制

京都市内部統制基本方針及び京都市内部統制推進本部設置等要綱に基づき、令和元年12月25日付けで内部統制に係る推進体制及び評価体制が示され、市長を本部長とし、市長の方針を共有する内部統制推進本部や、実務的な検討や調整等を行う内部統制推進部会が設置されており、全庁的な内部統制の評価体制が適切に整備されていることを確認した。

また、京都市内部統制推進本部会議及び推進部会の開催状況についても、京都市内部統制推進本部設置等要綱に基づき、適時開催されていることを確認した。

イ 評価基準日及び評価対象期間

| | |
|--------|--------------------|
| 評価基準日 | 令和3年3月31日 |
| 評価対象期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |

評価対象期間を令和2年度とし、評価基準日を令和3年3月31日としていることを確認した。

ウ 評価範囲

(ア) 全庁的な内部統制

「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目（ガイドライン別紙）」（以下、「全庁的な内部統制の評価項目」という。）に基づく。

(イ) 業務レベルの内部統制に係る対象事務

| | |
|------|--------------|
| 対象事務 | 財務に関する事務 |
| | 個人情報管理に関する事務 |

市長が整備した全庁的な内部統制について、内部統制の目的を達成するためにガイドラインで必要なものとして示された「全庁的な内部統制の6つの基本要素」に基づいて整備されていることを確認した。

また、内部統制の対象事務である「財務に関する事務」及び「個人情報管理に関する事務」に係る業務上のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下、「リスク」という。）を識別及び評価し、リスクを抑止するための対応策（事務処理上の具体的な手順等をいう。以下、「リスク対応策」という。）が講じられていることを確認した。

(参考) 全庁的な内部統制の6つの基本要素（ガイドライン）

| 基本要素 | 内容 |
|-----------|--|
| 統制環境 | 組織文化を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与える基本要素 |
| リスクの評価と対応 | 組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセス |
| 統制活動 | 長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続 |
| 情報と伝達 | 必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること。 |
| モニタリング | 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス |
| ICTへの対応 | 組織にICTが浸透している状況を踏まえ、組織目的を達成するためにあらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対して適切に対応すること。 |

(2) 評価手続の適切性

ア 全庁的な内部統制の評価手続

全庁的な内部統制の評価手続については、全庁的な内部統制の評価項目に対応する規定等の確認及び関係部局への質問等を行い、その評価が各評価項目に対応して実施されているかといった観点から審査し、全庁的な内部統制の評価手続は適切に行われていることを確認した。

イ 業務レベルの内部統制の評価手続

業務レベルの内部統制は、本市の内部統制対象事務である「財務に関する事

務」及び「個人情報管理に関する事務」に係る業務上のリスクを識別、評価し、三段階のリスク重要度に応じてリスク対応策が講じられた「リスク評価シート」に基づき整備されている。

業務レベルの内部統制の評価手続の審査に当たっては、リスクの重要度が高いものが評価報告書の対象となることから、各所属の自主点検の実施状況、制度所管課等及び内部統制評価部局による評価等について、重要度が高いと判断されたリスクに関する評価資料の確認等を行い、市長が定めた評価手続に沿って実施されているか等の観点から、その適切性を確認した。

書類審査及び質問調査の結果、審査の対象となるリスク対応策について評価期間中に自主点検及び自己評価がされており、また、各評価項目に基づいて独立的評価が行われており、業務レベルの内部統制の評価手続は適切に行われていることを確認した。

2 評価結果の審査

市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、重大な不備がある場合には、早期に適切な是正措置が講じられたかといった観点から評価結果の審査を行った。

なお、評価結果の審査に当たっては、内部統制評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、関係部局に対して質問調査等を行った。

【参考】内部統制の重大な不備について（ガイドライン（抜粋））

内部統制の重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評価報告書に記載すべきものである。

(1) 全庁的な内部統制の評価結果

「1 評価手続の審査」において確認したとおり、全庁的な内部統制を推進するうえで必要となる方針、指針等の策定、体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われており、本市の全庁的な内部統制における不備は確認されなかったため、評価結果は適切であることを確認した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果

業務レベルの内部統制については、これまでの監査等で把握した不備の状況を踏

まえたうえで、リスク評価シート等の確認や関係部局に対して質問等を行うことにより、市長が行った評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況については、全てのリスク対応策に手引・マニュアル等の具体的な事務処理手順が整備されていることを確認した。

また、リスク対応策に関する具体的な事務処理手順の理解度等を確認するために実施された自主点検において把握した不備（関係帳簿の記入の不徹底等）については、質問調査等の結果、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、業務レベルの内部統制の整備状況についての評価結果は適切であることを確認した。

イ 運用状況

評価対象期間中に発現した不備（運用上の不備）については、財務に関する事務において市内出張用トラフィカ京カードの紛失、支払の遅延等 28 件、個人情報管理に関する事務において、文書の誤送付、窓口等での誤交付等 30 件の計 58 件あり、そのうち、次のウで述べるとおり、重大な不備に関する事案が、財務に関する事務で 1 件、個人情報管理に関する事務において 2 件あった。

58 件の運用上の不備については、評価部局への質問調査等を行い、マニュアル等の改正・周知徹底、業務手順の再確認・再指導等の是正措置が早期に適切に講じられていることを確認した。

(参考) 評価報告書に記載された業務レベルの内部統制の運用状況

| 内部統制対象事務 | 不備の把握件数 | 主な不備の内容 |
|--------------|---------|--------------------------|
| 財務に関する事務 | 28 件 | 市内出張用トラフィカ京カードの紛失、支払の遅延等 |
| 個人情報管理に関する事務 | 30 件 | 文書の誤送付、窓口等での誤交付等 |
| 合計 | 58 件 | |

ウ 重大な不備

令和 2 年度における内部統制の運用上の不備 58 件のうち、市長が重大な不備としたものは、財務に関する事務（収入額の誤り）1 件と個人情報管理に関する事務（不適切な事務処理による個人情報の紛失、漏えい）2 件の計 3 件である。

当該 3 件の重大な不備については、個別の是正措置に加え、全職員に対する注意

喚起等，全庁的な是正措置が3件全てに講じられていることを確認した。

また，個人情報管理に関する事務2件の重大な不備の発現を踏まえ，令和3年度のリスク対応策に個人情報を外部に委託等する際のリスク対応策を新たに1件追加していることが確認されており，当該不備については，評価報告書に記載された是正措置に加えて，内部統制制度の運用上の改善が行われていることを確認した。

なお，58件の運用上の不備については，前述のイのとおり，監査委員においても，その内容及び是正状況について評価部局に質問調査等を行っている。市長が行った3件の重大な不備の判断については，ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当するものであると考えられ，適切である。

3 市長の内部統制に対する意見

市長の内部統制については，審査した限りにおいて，市長が定めた評価手続に沿って適切に評価が実施されており，また，市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われ，発現した重大な不備については早期に適切な是正措置が講じられていることを確認した。

よって，令和2年度京都市内部統制評価報告書における市長の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(参考) 評価報告書に記載された業務レベルの内部統制の運用上の重大な不備の状況

| 運用上の重大な不備 (3件) | 事案概要 | 是正措置の内容 |
|--------------------------------------|--|---|
| 財務に関する事務 (収入額の誤り) | <p>保育園や認定こども園等の主な運営財源となる給付費に係る費用の財源として、国及び京都府の負担分(国庫等支出金)の交付を受ける「子どものための教育・保育給付交付金」について、担当者の制度理解不足、組織的な点検・管理不足等により令和元年度分の当該交付金見込額の算定を誤り、約13.5億円の過大交付を受け、令和2年度において当該過大交付額の返還を行った。(返還により本市に損失が生じるものではない。)</p> | <p>事業所管局においては、国庫等支出金に係る事務について、組織的な進捗管理を周知徹底するとともに、当該交付金に係る作業内容、スケジュール等を記載したマニュアルを新たに作成した。また、組織的な進捗管理を行うため、国庫等支出金ごとに進行管理台帳を作成のうえ、事務処理を行うこととした。</p> <p>なお、全庁的には、国庫等支出金に係る事務においては、根拠法令や申請要件等を正しく理解するとともに、正確な金額の算定を行うことなど、適正な執行についての周知徹底を行った。</p> |
| 個人情報管理に関する事務(不適切な事務処理による個人情報の紛失、漏えい) | <p>「中小企業等支援策活用サポートセンター」(運営は本市から業者に委託。以下「センター」という。)において、中小企業・小規模事業者向け相談事業を円滑に進めるため、当該相談に係る利用者情報を非公開にてウェブサイト上で管理することとしていたが、当該ウェブサイトのうち利用者情報に係るファイルを開覧するページについて、委託事業者がパスワードによる保護を行わず、検索サイト運営会社に誤って「公開」と通知していたことから、利用事業者89社の情報(事業者名(担当者名)、相談記録等)が第三者にも閲覧できる状態となっていた。</p> | <p>所管局においては、直ちに、委託事業者においてセンターのウェブサイトを改修すると同時に、検索サイト運営会社に検索結果からの情報の削除を依頼し、第三者が利用事業者の情報を閲覧できないようにした。</p> <p>加えて、局内の全ての所属に対し、事案発覚日のうちに、委託事業等も含めた情報管理の状況の点検と、適切な管理の徹底を指示するとともに、翌日には臨時の局長会を開催し、重ねて適切な情報管理の徹底を図った。</p> <p>また、全庁的には、改めて、個人情報保護条例及び情報セキュリティ対策基準に則り、個人情報を含む電子情報等を適正に取り扱うよう周知徹底を行った。</p> |
| 個人情報管理に関する事務(不適切な事務処理による個人情報の紛失、漏えい) | <p>本市の公の施設である京都芸術センター(以下「芸術センター」という。)において、芸術センターの指定管理者がインターネット上で管理していた登録ボランティアスタッフ等のリストについて、アクセス制限がかかっていなかったことから、ボランティアスタッフ等最大587名分の個人情報(氏名、メールアドレス及び電話番号)がインターネット上でワード検索することにより第三者にも閲覧できる状態となっていた。</p> | <p>所管局においては、直ちに、指定管理者においてリストへのアクセス制限を行うとともに、検索サイト運営会社を通じて検索結果からの情報の削除を行った。また、再発防止に向けて対策本部を立ち上げ、アクセス権限及び管理状態の再検査、並びに個人情報保護に関する教育の徹底等に取り組んでいる。</p> <p>加えて、局内の全ての所属に対して、所管事業及び所管施設における適正な個人情報の取扱いについて周知徹底を行った。</p> <p>また、全庁的には、個人情報を取り扱う事務を委託している事業者及び所管施設の指定管理者において、個人情報保護条例の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いが徹底されるよう、点検・指導するよう周知徹底を行った。</p> |

第3 市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果

1 評価手続の審査

市長以外の任命権者の補助機関（以下、「当該補助機関」という。）の内部統制の評価手続については、ガイドライン及び市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されているかといった観点から、関係部局に対し質問調査等を行い、評価手続の審査を行った。

(1) 評価手続等の確認

当該補助機関については、質問調査等の結果、市長の基本的方針及び内部統制制度等を準用して全庁的な内部統制の評価体制が適切に整備されており、評価基準日、評価対象期間、評価範囲についても、市長の評価手続に合わせて適切に整備されていることを確認した。

(2) 評価手続の適切性

全庁的な内部統制については、全庁的な内部統制の評価項目に対応する規定等の確認等を行い、業務レベルの内部統制については、リスク対応策に対応する規定等の確認、自主点検の実施状況、各補助機関が重要度が高いと判断したリスクに関する評価資料の確認等を行い、質問調査等の結果、市長が定めた評価手続を準用して適切に実施されていることを確認した。

また、書類調査及び質問調査の結果、審査の対象となるリスク対応策について評価期間中に自主点検及び自己評価が行われ、各評価項目に基づいて独立的に評価が行われており、当該補助機関の評価手続は適切であることを確認した。

2 評価結果の審査

当該補助機関の内部統制の評価結果については、ガイドライン及び市長の評価方法を準用して、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか等の観点から、関係部局に対し質問調査等を行い、評価結果の審査を行った。

(1) 全庁的な内部統制の評価結果

全庁的な内部統制を推進するうえで必要となる体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われていることを確認した。

また、当該補助機関において全庁的な内部統制の不備は確認されておらず、適切に評価が行われていることを確認した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果

ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況（リスク対応策に係るマニュアル等の整備や理解度の状況等）について、質問調査等の結果、自主点検で確認された不備（関係帳簿の記入の不徹底等）に対し、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、整備状況の評価結果は適切であることを確認した。

イ 運用状況

業務レベルの内部統制の運用状況については、質問調査等の結果、評価対象期間中に発現した運用上の不備2件（市バス・地下鉄業務用乗車券の紛失）について、早期に適切に是正措置が講じられており、また、本件不備を重大な不備には当たらないとした当該補助機関の判断はガイドラインの基準に則しており、運用状況の評価結果は適切であることを確認した。

3 当該補助機関の内部統制に対する意見

京都市内部統制基本方針により、市長の内部統制を準用して一体的に取り組みられた当該補助機関の内部統制について、審査した限りにおいて、市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されており、また、当該補助機関が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていることを確認した。

よって、令和2年度京都市内部統制評価報告書における当該補助機関の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。